

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年９月30日
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ (Song Li, Director)
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50 / F (50 / F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

- 【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
- 同 飯 村 尚 久
- 同 中 野 恵 太
- 同 尾 登 亮 介
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
- 森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - ア
投資信託受益証券に係るファンドの名ルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド
称】
- （ Red Arc Global Investments （ Cayman ） Trust - Algebris Financial Hybrid
Securities Fund ）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国（ i ）当初申込期間（ 2021 年 1 月 4 日から 2021 年 1 月 27 日まで ）
投資信託受益証券の金額】
- アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 豪ドル受益
証券
- 10 億豪ドル（ 約 735 億 7,000 万円 ）を上限とする。
- （ 注 ）豪ドルの円換算額は、便宜上、 2020 年 10 月 30 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行
の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 豪ドル = 73.57 円 ）による。以下別段の記載がない限りこれ
による。
- アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - ユーロ受益
証券
- 10 億ユーロ（ 約 1,221 億 4,000 万円 ）を上限とする。
- （ 注 ）ユーロの円換算額は、便宜上、 2020 年 10 月 30 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行
の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 ユーロ = 122.14 円 ）による。以下別段の記載がない限りこ
れによる。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 円受益証券

1,000億円を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 米ドル受益証券

10億米ドル（約1,046億円）を上限とする。

（注）米ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝104.60円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

（ ）継続申込期間（2021年１月29日から2022年６月30日まで）

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 豪ドル受益証券

50億豪ドル（約3,678億5,000万円）を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - ユーロ受益証券

50億ユーロ（約6,107億円）を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 円受益証券

5,000億円を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 米ドル受益証券

50億米ドル（約5,230億円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和3年9月30日、半期報告書を提出いたしましたので、令和2年12月18日に提出した有価証券届出書（令和3年7月5日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また、将来における日本における販売会社の追加可能性に伴い、申込手続き等に関する記載、ファンドの関係会社の名称の表記ならびにプライバシー通知に関する翻訳を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報				
第1 ファンドの状況				
1 ファンドの性格	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
(3) ファンドの仕組み				
管理会社の概要				
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		更新
第3 ファンドの経理状況				
1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		更新
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況				
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といい、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストを「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2021年7月末日現在）

資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人	アイルランド	77,041,641.12	97.01
現金・その他の資産（負債控除後）		2,376,766.44	2.99
合計 （純資産価額）		79,418,407.56 （約8,696百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）豪ドル、ユーロおよび米ドルの円換算額は、便宜上、それぞれ2021年7月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝80.86円、１ユーロ＝130.11円、１米ドル＝109.49円）による。以下同じ。

（注３）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券は、それぞれ豪ドル建て、ユーロ建て、円建ておよび米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り豪ドル、ユーロ、円または米ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年 7 月末日までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

豪ドル受益証券

	純資産価額		1 口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（千円）	（豪ドル）	（円）
2021年 1 月末日	6,224,810.74	503,338	10.000	809
2 月末日	7,414,628.66	599,547	9.784	791
3 月末日	8,461,693.65	684,213	10.105	817
4 月末日	9,018,238.98	729,215	10.180	823
5 月末日	9,279,717.22	750,358	10.179	823
6 月末日	9,696,637.43	784,070	10.228	827
7 月末日	10,699,102.95	865,129	10.207	825

（注）2021年 6 月末日の純資産価額および 1 口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。以下同じ。

ユーロ受益証券

	純資産価額		1 口当たり純資産価格	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（円）
2021年 1 月末日	1,037,088.47	134,936	10.000	1,301
2 月末日	1,647,759.56	214,390	10.086	1,312
3 月末日	2,214,826.13	288,171	10.122	1,317
4 月末日	2,645,894.00	344,257	10.173	1,324
5 月末日	2,672,825.23	347,761	10.167	1,323
6 月末日	2,738,635.30	356,324	10.213	1,329
7 月末日	2,777,386.95	361,366	10.205	1,328

円受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり純資産価格（円）
2021年1月末日	543,152,306	1,000
2月末日	741,686,064	1,030
3月末日	1,205,185,108	1,014
4月末日	1,443,227,763	1,019
5月末日	1,490,214,473	1,019
6月末日	1,431,337,824	1,024
7月末日	1,437,506,017	1,024

米ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（円）
2021年1月末日	31,959,853.65	3,499,284	10.000	1,095
2月末日	38,616,285.38	4,228,097	10.148	1,111
3月末日	48,520,187.13	5,312,475	10.103	1,106
4月末日	50,128,405.15	5,488,559	10.177	1,114
5月末日	49,532,459.30	5,423,309	10.191	1,116
6月末日	52,230,615.95	5,718,730	10.227	1,120
7月末日	55,086,217.26	6,031,390	10.226	1,120

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

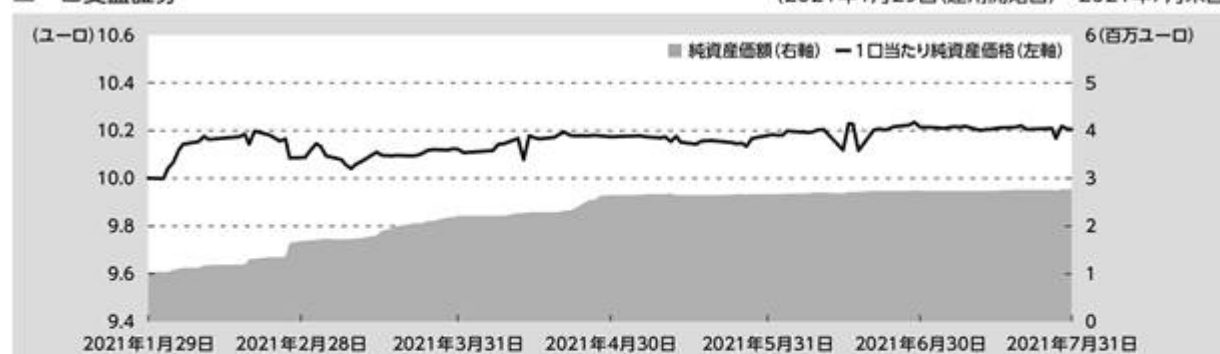
豪ドル受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2021年7月末日)



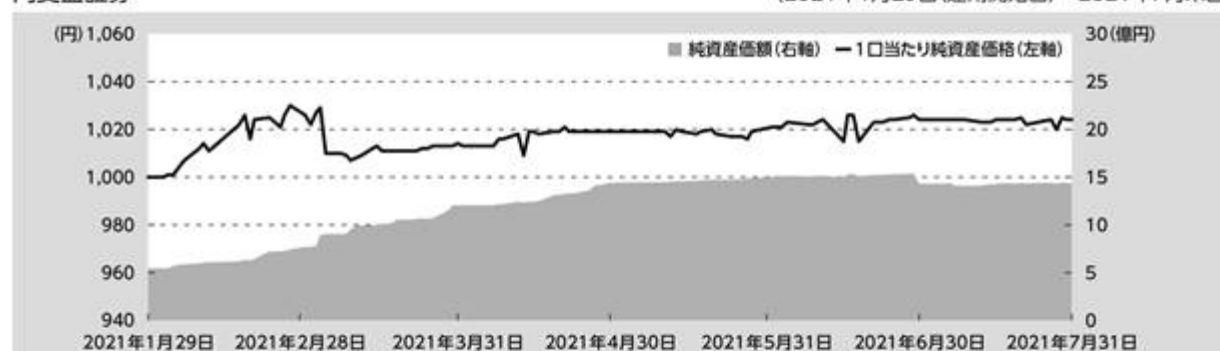
ユーロ受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2021年7月末日)



円受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2021年7月末日)



米ドル受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2021年7月末日)



分配の推移

2021年1月29日（運用開始日）から2021年7月末日までの期間における分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金
豪ドル受益証券	該当事項なし
ユーロ受益証券	該当事項なし
円受益証券	該当事項なし
米ドル受益証券	該当事項なし

収益率の推移

2021年1月29日（運用開始日）から2021年7月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（％）（注）
豪ドル受益証券	2.07
ユーロ受益証券	2.05
円受益証券	2.40
米ドル受益証券	2.26

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間現在の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b＝1口当たり当初発行価格（豪ドル受益証券：10豪ドル、ユーロ受益証券：10ユーロ、円受益証券：1,000円、米ドル受益証券：10米ドル）

< 参考情報 >

収益率の推移

豪ドル受益証券



ユーロ受益証券



円受益証券



米ドル受益証券



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配後の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(豪ドル受益証券:10豪ドル、ユーロ受益証券:10ユーロ、円受益証券:1,000円、米ドル受益証券:10米ドル))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2021年1月29日（運用開始日）から2021年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2021年7月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
豪ドル受益証券	1,408,898 (1,408,898)	360,733 (360,733)	1,048,165 (1,048,165)
ユーロ受益証券	276,536 (276,536)	4,384 (4,384)	272,152 (272,152)
円受益証券	1,550,497 (1,550,497)	146,000 (146,000)	1,404,497 (1,404,497)
米ドル受益証券	5,967,465 (5,967,465)	580,477 (580,477)	5,386,988 (5,386,988)

（注）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本文の中間財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について、2021年7月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.86円、1ユーロ＝130.11円、1米ドル＝109.49円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

財政状態計算書
2021年 6 月30日現在
(表示 : 米ドル)

	注	2021年 6 月30日 (未監査)	
		米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	3,10	687,655	75,291
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	75,351,564	8,250,243
その他の未収金		22,987	2,517
取引業者からの未収金		926,654	101,459
受益証券取得申込未収金	5	275,082	30,119
資産合計		77,263,942	8,459,629
負債			
未払費用およびその他債務	10	296,878	32,505
取引業者への未払金		451,198	49,402
受益証券買戻未払金	5	1,022,567	111,961
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		1,770,643	193,868
受益者に帰属する純資産	9	75,493,299	8,265,761
発行済み受益証券口数			
豪ドル受益証券		947,981 □	
ユーロ受益証券		268,169 □	
円受益証券		1,397,983 □	
米ドル受益証券		5,108,143 □	
現地通貨での受益証券 1 口当たり純資産価格			
豪ドル受益証券		10.195 豪ドル	824 円
ユーロ受益証券		10.179 ユーロ	1,324 円
円受益証券		1,021 円	-
米ドル受益証券		10.194 米ドル	1,116 円

8ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年 6 月30日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2021年 1 月29日（運用開始日）から 2021年 6 月30日までの期間 （未監査）	
		米ドル	千円
受取利息	6,10	19	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	7	1,004,119	109,941
正味為替差損		(38,380)	(4,202)
利益合計		965,758	105,741
管理会社報酬	10	(33,151)	(3,630)
受託会社報酬	10	(6,247)	(684)
管理事務代行会社報酬	10	(26,895)	(2,945)
販売会社報酬		(221,009)	(24,198)
代行協会員報酬	10	(2,763)	(303)
監査報酬		(15,232)	(1,668)
財務書類作成費用	10	(5,809)	(636)
専門家報酬	10	(1,874)	(205)
設立費用		(270,000)	(29,562)
銀行手数料	10	(1,104)	(121)
支払利息	10	(119)	(13)
その他の費用		(154)	(17)
営業費用合計		(584,357)	(63,981)
運用による受益者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計		381,401	41,760

8 ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年 6 月30日までの期間

（表示：米ドル）

	2021年 1 月29日（運用開始日）から 2021年 6 月30日までの期間 （未監査）	
	米ドル	千円
期首現在残高	-	-
受益者との取引		
受益証券の取得申込		
豪ドル受益証券	7,317,467	801,189
ユーロ受益証券	3,319,981	363,505
円受益証券	14,218,174	1,556,748
米ドル受益証券	55,373,745	6,062,871
	80,229,367	8,784,313
受益証券の買戻し		
豪ドル受益証券	(2,295)	(251)
ユーロ受益証券	(54,239)	(5,939)
円受益証券	(950,709)	(104,093)
米ドル受益証券	(4,110,226)	(450,029)
	(5,117,469)	(560,312)
受益者との取引合計	75,111,898	8,224,002
運用による受益者に帰属する純資産の変 動および当期包括利益合計	381,401	41,760
期末現在残高	75,493,299	8,265,761

8 ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年 6 月30日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2021年 1 月29日（運用開始日）から 2021年 6 月30日までの期間 （未監査）	
		米ドル	千円
営業活動			
運用による受益者に帰属する純資産の変 動および当期包括利益合計		381,401	41,760
調整：			
受取利息		(19)	(2)
利息費用	6	119	13
運転資本変動前営業利益		381,501	41,771
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産および負債の増加		(75,351,564)	(8,250,243)
その他の未収金の増加		(22,987)	(2,517)
取引業者からの未収金の増加		(926,654)	(101,459)
未払費用およびその他債務の減少		296,878	32,505
取引業者への未払金の減少		451,198	49,402
受取利息		19	2
利息費用		(119)	(13)
営業活動に使用された正味現金		(75,171,728)	(8,230,552)
財務活動			
受益証券の取得申込による手取金		79,954,285	8,754,195
受益証券の買戻しに係る支払額		(4,094,902)	(448,351)
財務活動から生じた正味現金		75,859,383	8,305,844
現金および現金同等物の純増加		687,655	75,291
期首現在の現金および現金同等物		-	-
期末現在の現金および現金同等物	3、10	687,655	75,291

8 ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

中間財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2020年11月13日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2021年1月29日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記8(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2021年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。2021年6月30日に終了した期間中、株式会社S M B C 信託銀行はサブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)であった。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に最初に有効になり、または早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。しかしながら、これらの改訂のいずれもサブ・ファンドの財務書類には関係しない。注記2(d)は、サブ・ファンドの当会計期間および前会計期間の財務書類に関連する範囲でこれらの改訂の当初適用から生じる会計方針の変更に関する情報を提供する。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（１米ドル単位に四捨五入される。）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2 (e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。

H K F R S に準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

H K I C P A は、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R S の修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの当期または前期の経営成績および財政状態の作成または表示について重大な影響を及ぼす変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

(e)金融商品

()当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、サブ・ファンドの経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法

- 投資運用会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、非上場オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、非上場オープン・エンド型投資ファンドへのすべての投資を、F V T P Lで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

() 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

() 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

()認識の中止

金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローを受ける権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される場合に、金融資産の認識を中止する。

金融負債は、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、認識を中止する。

()相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかを意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f)現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g)受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に損益に認識される。

(h)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i)設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、発生基準で損益に計上される。

(i)費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(j)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k)受益証券保有者による受益証券の換金

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を換金することができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券は金融負債として分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

サブ・ファンドは、豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券の、4クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、金融商品の最も劣後するクラスであり、全ての重要な点において同等であり、異なるクラス受益証券は、異なる通貨（以下「参照通貨」という。）建てであるということを除き、同等の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、買戻日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの適用ある受益証券クラスの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金化を要求する権利を提供する。

(m)関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。

- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2021年6月30日 (未監査) 米ドル
銀行に対する当座預金	687,655

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2021年6月30日 (未監査) 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：	
- 非上場投資信託	
アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド クラスI 豪ドル投資証券 / ユーロ投資証券 / 円投資証券 / 米ドル投資証券	75,351,564

5 受益証券取得申込未収金 / 買戻未払金

当該残高は発行 / (買戻)された受益証券に関する受益証券保有者に対する未収金 / 未払金の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

6 金利収益

2021年1月29日から2021年6月30
日
(未監査)
米ドル

銀行残高に係る受取利息

19

7 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

2021年1月29日から2021年6月30
日
(未監査)
米ドル

デリバティブ以外の金融資産：

- 非上場投資信託

アルジェブリス・ファイナンシャル・クレ
ジット・ファンド クラスI 豪ドル投資
証券/ユーロ投資証券/円投資証券/米ド
ル投資証券

1,004,119

内：

実現純利益

66,328

未実現利益

937,791

1,004,119

8 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a)投資戦略

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな資本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、投資先ファンドの、(a)豪ドル受益証券に帰属するものはクラスI豪ドル投資証券に、(b)ユーロ受益証券に帰属するものはクラスIユーロ投資証券に、(c)円受益証券に帰属するものはクラスI円投資証券に、および(d)米ドル受益証券に帰属するものはクラスI米ドル投資証券（以下「投資先ファンド投資証券」と総称する。）に、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資することにより、その投資目的の達成を目指す。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務め、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの別個の資産ポートフォリオであり、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている投資目的および方針にしたがって投資され、投資先ファンド・アンブレラのすべての負債、収入および費用は、投資先ファンドに帰属するか、または投資先ファンドに割り当てられたものが適用され、課されることとなる。投資先ファンド・アンブレラは、登録番号509801のアイルランドの変動資本オープン・エンド型アンブレラ投資法人であり、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（改正済み）にしたがって、分別された責任を有するアンブレラファンドとして設立された。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可能性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして組成されている。サブ・ファンドは、トラッカーファンドとして設定されていない。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) 投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i) 投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産（現金および現金同等物、損益を通じて公正価値で測定される金融資産、取引業者からの未収金、受益証券発行手取金ならびにその他の債権）は、信用リスクにさらされていた。

() 投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。投資先ファンドには、2021年6月30日現在、重要な為替リスクはなかった。

（ ）投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドの投資運用会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

投資先ファンドは、その受益証券の販売および買戻しができるため、受益証券保有者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。投資先ファンドの受益証券の大量の買戻しにより、投資先ファンドは受益証券買戻に係る現金化よりも迅速に投資を現金化するように要求される場合があるが、投資先ファンドは一般的な現金化のニーズを満たすのに十分な流動性のある投資を含めるよう管理されている。

（ ）投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドは、2021年6月30日に終了した会計期間において金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していなかった。

（ ）投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

投資先ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、投資先ファンドへの投資の公正価値に相当する。

(d) サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

() 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

() 為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。管理会社は関連する重要なリスクがないと考えている。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行に対する信用リスクにさらされている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A + の信用格付けを得ている。信用リスクは重大ではないと考えている。

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻することができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。受益証券の買戻しに関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（2 (k) に定義）後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドは非上場の投資ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。その結果、サブ・ファンドは、投資の一部を、サブ・ファンドの流動性要件を充足するよう適時に現金化できないことがある。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2021年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2021年6月30日 (未監査)				
	米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	-	275,399	6,247	15,232	296,878
取引業者への未払金	-	451,198	-	-	451,198
受益証券買戻未払金	-	1,022,567	-	-	1,022,567
受益者に帰属する純資産	75,493,299	-	-	-	75,493,299
合計	75,493,299	1,749,164	6,247	15,232	77,263,942

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2021年6月30日
(未監査)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
- 非上場投資信託				
アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド クラスI 豪ドル投資証券/ユーロ投資証券/円投資証券/米ドル投資証券	-	75,351,564	-	75,351,564

2021年6月30日に終了した会計期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

F V T P Lで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

i. 現金および現金同等物、その他の未収金、取引業者からの未収金、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金、取引業者からの未払金、ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

ii. 受益証券保有者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に買戻しおよび発行する。したがって、受益証券保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

9 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数 2021年6月30日 (未監査)			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
1月29日（運用開始日）現在	-	-	-	-
受益証券の期中販売	948,281	272,553	1,500,483	5,511,812
受益証券の期中買戻し	(300)	(4,384)	(102,500)	(403,669)
2021年6月30日現在	947,981	268,169	1,397,983	5,108,143

2021年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

豪ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10豪ドル、ユーロ受益証券の当初申込は、1口当たり10ユーロ、円受益証券の当初申込は、1口当たり1,000円、米ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2021年6月30日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は75,493,299米ドルであった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間(期末の純資産の目的上、12月の最終営業日である。)に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。設立費用は、英文目論見書に従って、設立から5年を超えない期間を通じて償却される。ただし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とH K F R Sに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2021年6月30日
(未監査)
米ドル

	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	7,286,538	3,260,345	12,952,691	52,230,616
期間差異の調整	-	-	(109)	9,732
設立費用の調整	(23,719)	(10,613)	(42,163)	(170,019)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	7,262,819	3,249,732	12,910,419	52,070,329

評価目的上の受益証券数とH K F R Sに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

2021年6月30日
(未監査)
米ドル

	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の発行済受益証券	947,981	268,169	1,397,995	5,107,191
期間差異の調整		-	(12)	952
財務書類において報告された発行済受益証券	947,981	268,169	1,397,983	5,108,143

10 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年支払われる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2021年1月29日から2021年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	
	費用計上額	未払金
管理会社報酬	33,151	8,189
受託会社報酬	6,247	6,247
管理事務代行会社報酬	26,895	7,473
代行協会員報酬	2,763	682
財務書類作成費用	5,809	5,810
専門家報酬	1,874	1,874

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2021年6月30日に終了した会計年度において、管理事務代行会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、19米ドルおよび1,104米ドルであった。

11 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)()に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

12 2021年6月30日に終了した会計年度において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは、2021年6月30日に終了した会計期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

IFRS基準の年次改善2018-2020年サイクル

2022年1月1日

IAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」

2023年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

「（１）資産及び負債の状況」の財政状態計算書および注記４、７、８(g)(i)の項目を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,818万円）で、2021年7月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,409円）の記名式株式2万2株を発行済である。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.09円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない

場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SFO」という。）第116条に従って、管理会社は、SFOの別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年を超える投資経験を有する。シティグループに入社す

る前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2021年7月末日現在、44本のファンドを運用しており、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建	2,165,414,077米ドル
		ユーロ建	31,897,327ユーロ
		円建	388,067,604,532円
		英ポンド建	40,401英ポンド
B 分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍 / 契約型 / オープン・エンド型	23本
		ケイマン籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1 本
		アイルランド籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1 本
		日本籍 / 証券投資信託 / オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	19本

(3) その他

管理会社については、2021年9月末日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2021年7月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.09円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2020年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2020年 香港ドル	2020年 円	2019年 香港ドル	2019年 円
売上高	2	40,012,764	563,779,845	39,835,244	561,278,588
受取利息		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
為替(差損)差益		(126,878)	(1,787,711)	135,570	1,910,181
その他の営業費用		(24,019,968)	(338,441,349)	(20,048,154)	(282,478,490)
税引前利益	3	16,705,770	235,384,299	22,914,680	322,867,841
法人税	4 (a)	(2,621,364)	(36,935,019)	(3,244,882)	(45,720,387)
当期利益		14,084,406	198,449,281	19,669,798	277,147,454
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		14,084,406	198,449,281	19,669,798	277,147,454

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2019年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	-	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
2020年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
当期包括利益合計	-	14,084,406	14,084,406
2020年12月31日現在残高	2,000,200	267,952,868	269,953,068
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2019年 1 月 1 日現在残高	28,182,818	3,299,859,176	3,328,041,994
当期包括利益合計	-	277,147,454	277,147,454
2019年12月31日現在残高	28,182,818	3,577,006,630	3,605,189,448
2020年 1 月 1 日現在残高	28,182,818	3,577,006,630	3,605,189,448
当期包括利益合計	-	198,449,281	198,449,281
2020年12月31日現在残高	28,182,818	3,775,455,910	3,803,638,728

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2020年 香港ドル	2020年 円	2019年 香港ドル	2019年 円
営業活動					
税引前利益		16,705,770	235,384,299	22,914,680	322,867,841
調整：					
受取利息		(839,852)	(11,833,515)	(2,992,020)	(42,157,562)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		15,865,918	223,550,785	19,922,660	280,710,279
売掛金およびその他の資産の減 少 / (増加)		3,573,875	50,355,899	(2,450,828)	(34,532,167)
買掛金および未払費用の増加 / (減少)		10,666,028	150,284,335	(15,804,301)	(222,682,601)
営業から生じた正味現金		30,105,821	424,191,018	1,667,531	23,495,512
香港利得税支払額		(6,904,322)	(97,281,897)	(460,512)	(6,488,614)
営業活動から生じた正味現金		23,201,499	326,909,121	1,207,019	17,006,898
投資活動					
利息受取額		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
投資活動から生じた正味現金		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
現金および現金同等物の純増加		24,041,351	338,742,636	4,199,039	59,164,460
1月1日現在の現金および現金同 等物		257,483,338	3,627,940,232	253,284,299	3,568,775,773
12月31日現在の現金および現金同 等物	6	281,524,689	3,966,682,868	257,483,338	3,627,940,232

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRSの修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2020年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 財政状態計算書における表示の変更

過年度において、関連会社に対する債権／債務は、流動資産および流動負債にそれぞれ個別に表示されていた。2020年以降、かかる債権および債務は、売掛金およびその他の資産ならびに未払費用およびその他の未払金に統合されている。比較数値は、表示の変更に合わせて修正再表示されている。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(f) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(g) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(h) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(1)()参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(i) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(j) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(k) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(I) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A) 金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B)金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

()認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

()相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

()減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
受取投資運用報酬	40,012,764	39,835,244
	40,012,764	39,835,244

3 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
支払管理報酬	6,456,764	4,666,331
支払サブ・マネージャー報酬	8,107,596	4,078,536
弁護士および専門家報酬	7,988,111	10,742,855
監査報酬	468,286	468,286
保管費用	332,108	-
印刷費	190,903	-
その他	476,200	92,146

4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(20,001)	(19,989)
当期の香港利得税に対する引当金	2,638,814	3,261,875
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,551	2,996
	2,621,364	3,244,882

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%(2019年：16.5%)で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
税引前利益	16,705,770	22,914,680
税率16.5% (2019年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	2,756,452	3,780,923
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(115,087)	(516,052)
過年度に係る超過引当金	(20,001)	(19,989)
実際の税金費用	2,621,364	3,244,882

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る(未収税金)/当期の課税は以下の通りである。

	注記	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当期の繰越税金		3,662,448	881,075
利得税支払額		(6,904,322)	(460,513)
過年度に係る利得税に対する引当金残高		(20,001)	(19,989)
当期の香港利得税に対する引当金	4 (a)	2,638,814	3,261,875
		(623,061)	3,662,448

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	減価償却限度超過額 香港ドル	合計 香港ドル
2019年1月1日現在	22,749	22,749
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(2,996)	(2,996)
2019年12月31日現在	19,753	19,753
2020年1月1日現在	19,753	19,753
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(2,551)	(2,996)
2020年12月31日現在	17,202	19,753

2020年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2019年：ゼロ)。

5 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート 2 (取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	7,478,000	7,478,000
変動賞与	9,277,210	8,494,866
株式報酬	2,227,319	2,131,543
退職制度への拠出額	750,500	740,100
	19,733,029	18,844,509

6 現金および現金同等物

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当座預金	281,524,689	257,483,338

7 売掛金およびその他の資産

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未収投資運用報酬	6,008,164	5,444,468
未収弁護士および専門家報酬	236,399	3,731,358
その他	130,762	773,374
	6,375,325	9,949,200

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

8 買掛金および未払費用

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	-	580,425
未払弁護士および専門家報酬	4,884,580	4,840,130
監査報酬	460,648	460,648
その他の未払金	13,241,981	2,039,978
	18,587,209	7,921,181

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務がゼロ香港ドル(2019年：580,425香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

9 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2020年		2019年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2020年12月31日現在の資本金額は269,953,068香港ドル(2019年：255,868,662香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

10 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	40,012,764	39,835,244
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	()	6,967,624	1,900,215

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)(2020年10月6日に償還)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)(2020年6月5日に償還)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)

- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- マルチ・アセット・システムティック・ストラテジーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ41」という。)(2020年10月15日に設定)
- 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)
- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)(2020年1月21日に設定)
- グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)(2020年10月30日に設定)
- 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)(2020年12月15日に設定)
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ14、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、C G M Y L およびK A Mの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

() 当社とシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%、55%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2020年12月31日現在においてシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、6,967,624香港ドル(2019年:1,900,215香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2020年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、6,456,764香港ドル(2019年:4,666,331香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
経営幹部の報酬	19,733,029	18,844,509

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

11 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、連結親会社およびブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、連結親会社およびブローカー・ディーラー(当社が事業を行っている会社)は、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2020年12月31日および2019年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、2020年に定期預金を保有しておらず、現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲での金利リスクに対するエクスポージャーは重要ではない。当社は、2019年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていた。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2020年		2019年	
	税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	-	-	-	-
- 減少	-	-	(0.33) %	(831,600)

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2020年			2019年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	3,609	727,218	7,932,630	2,989	627,403	4,228,327
売掛金およびその他の資産	-	4,356,006	2,008,536	-	12,878,693	3,612,104
買掛金および未払費用	-	(5,970,427)	(9,507,160)	-	(4,605,786)	(2,020,756)
正味エクスポージャー	3,609	(887,203)	434,006	2,989	8,900,310	5,819,675

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

	2020年		2019年	
	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	5.13%	185	-	-
	-	-	(4.35)%	(130)
日本円	5.26%	(46,627)	5.77%	513,516
	-	-	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2019年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2020年12月31日および2019年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

12 直接の親会社および最終的な支配会社

2020年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成している

が、公衆の閲覧に供されていない。2020年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

13 公表されているが2020年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2020年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準、HKFRS第17号「保険契約」を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

HKFRS第9号、HKAS第39号、HKFRS第7号、HKFRS第4号およびHKFRS第16号の修正「金利指標改革 - フェーズ2」	2021年1月1日
HKFRS第3号の修正「概念フレームワークへの参照」	2022年1月1日
HKAS第16号の修正「有形固定資産：意図された使用の前に発生する利益」	2022年1月1日
HKAS第37号の修正「不利な契約 - 契約の履行のコスト」	2022年1月1日
HKFRSの年次改善2018年 - 2020年サイクル	2022年1月1日
HKAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」	2023年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2020 \$	2019 \$
Turnover	2	40,012,764	39,835,244
Interest income		839,852	2,992,020
Foreign exchange (loss)/gain		(126,878)	135,570
Other operating expenses		(24,019,968)	(20,048,154)
Profit before taxation	3	16,705,770	22,914,680
Income tax	4(a)	(2,621,364)	(3,244,882)
Profit for the year		14,084,406	19,669,798
Other comprehensive income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		14,084,406	19,669,798

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of financial position as at 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2020 \$	2019 \$
Non-current asset			
Deferred tax assets	4(c)	17,202	19,753
Current assets			
Accounts receivable and others assets	7	6,375,325	9,949,200
Tax receivable	4(c)	623,061	-
Cash and cash equivalents	6	281,524,689	257,483,338
		<u>288,523,075</u>	<u>267,432,538</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	8	18,587,209	7,921,181
Tax payables	4(c)	-	3,662,448
		<u>18,587,209</u>	<u>11,583,629</u>
Net current assets		<u>269,935,866</u>	<u>255,848,909</u>
NET ASSETS		<u>269,953,068</u>	<u>255,868,662</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	9(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>267,952,868</u>	<u>253,868,462</u>
TOTAL EQUITY		<u>269,953,068</u>	<u>255,868,662</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 28 APR 2021


 Agathe
 Director
 Financial Director


 Song Li
 Director

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	2,000,200	253,868,462	255,868,662
Balance at 1 January 2020	2,000,200	253,868,462	255,868,662
Total comprehensive income for the year	-	14,084,406	14,084,406
Balance at 31 December 2020	2,000,200	267,952,868	269,953,068

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2020
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2020 \$	2019 \$
Operating activities			
Profit before taxation		16,705,770	22,914,680
Adjustment for:			
Interest income		<u>(839,852)</u>	<u>(2,992,020)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		15,865,918	19,922,660
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		3,573,875	(2,450,828)
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		<u>10,666,028</u>	<u>(15,804,301)</u>
Net cash generated from operations		<u>30,105,821</u>	<u>1,667,531</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(6,904,322)</u>	<u>(460,512)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>23,201,499</u>	<u>1,207,019</u>
Investing activity			
Interest received		<u>839,852</u>	<u>2,992,020</u>
Net cash generated from investing activity		<u>839,852</u>	<u>2,992,020</u>
Net increase in cash and cash equivalents		24,041,351	4,199,039
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	6	<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)**(c) Changes in accounting policies**

A number of new standards are effective from 1 January 2020 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Change in presentation of statement of financial position

In prior years, Amounts due from/to affiliated companies were presented separately under Current assets and Current liabilities. From 2020 onwards, such receivable and payable have been consolidated into Accounts receivable and other assets as well as Accrued charges and other payables. The comparative figures have been restated to conform with the revised presentation.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(f) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)

(g) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(h) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(l)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(i) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(j) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(k) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(f) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

1 Significant accounting policies (continued)

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2020 \$	2019 \$
Investment management fee income	40,012,764	39,835,244
	<u>40,012,764</u>	<u>39,835,244</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

3 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2020	2019
	\$	\$
Management fee expenses	6,456,764	4,666,331
Sub-manager fee expenses	8,107,596	4,078,536
Legal and professional fee	7,988,111	10,742,855
Auditors' remuneration	468,286	468,286
Custody expenses	332,108	-
Printing expenses	190,903	-
Others	476,200	92,146
	<u> </u>	<u> </u>

4 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2020	2019
	\$	\$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(20,001)	(19,989)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	2,638,814	3,261,875
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,551	2,996
	<u>2,621,364</u>	<u>3,244,882</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2019: 16.5%) of the estimated assessable profits.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

4 Income tax (continued)

(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:

	2020	2019
Profit before taxation	16,705,770	22,914,680
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2019: 16.5%)	2,756,452	3,780,923
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(115,087)	(516,052)
Over-provision in respect of prior year	(20,001)	(19,989)
Actual tax expense	2,621,364	3,244,882

(c) Income tax in the statement of financial position represents:

(Tax receivable)/Current taxation in the statement of financial position represents:

	Note	2020 \$	2019 \$
Current taxation bought forward		3,662,448	881,075
Profits Tax Paid		(6,904,322)	(460,513)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(20,001)	(19,989)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	4(a)	2,638,814	3,261,875
		(623,061)	3,662,448

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

4 Income tax (continued)

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	<i>Depreciation in excess of the related depreciation allowances</i>	<i>Total</i>
	\$	\$
At 1 January 2019	22,749	22,749
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	(2,996)	(2,996)
At 31 December 2019	19,753	19,753
At 1 January 2020	19,753	19,753
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	(2,551)	(2,996)
At 31 December 2020	17,202	19,753

As at 31 December 2020, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2019: \$Nil).

5 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2020	2019
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	7,478,000
Discretionary bonuses	9,277,210	8,494,866
Share based payments	2,227,319	2,131,543
Retirement scheme contributions	750,500	740,100
	19,733,029	18,844,509

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

6 Cash and cash equivalents

	2020 \$	2019 \$
Cash at bank	<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>

7 Accounts receivable and other assets

	2020 \$	2019 \$
Investment management fee receivable	6,008,164	5,444,468
Legal and professional fee receivable	236,399	3,731,358
Others	130,762	773,374
	<u>6,375,325</u>	<u>9,949,200</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

8 Accounts payable and accrued expenses

	2020 \$	2019 \$
Sub-manager fee payable	-	580,425
Legal and professional fee payable	4,884,580	4,840,130
Audit fee	460,648	460,648
Other payable	13,241,981	2,039,978
	<u>18,587,209</u>	<u>7,921,181</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$Nil (2019: \$580,425). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Cligroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

9 Share capital

(a) Issued share capital

	2020		2019	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2020 was \$269,953,068 (2019: \$255,868,662).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

10 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2020 \$	2019 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	40,012,764	39,835,244
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>6,967,624</u>	<u>1,900,215</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14") (Terminated on 6 Oct 2020)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")
(Terminated on 5 Jun 2020)
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")

10 Material related party transactions (continued)

- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Multi Asset Systematic Strategies Fund ("Fund Series 41") (Launched on 15 Oct 2020)
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42")
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44") (Launched on 21 Jan 2020)
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45") (Launched on 30 Oct 2020)
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46") (Launched on 15 Dec 2020)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 14, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, CGMYL and KAM, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

- (iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19, 39 and 45, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50%, 55% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19, 39 and 45 as at 31 December 2020 amounted to \$6,967,624 (2019: \$1,900,215).

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

10 Material related party transactions (continued)

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2020 amounted to \$6,456,764 (2019: \$4,666,331).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there were no other key management personnel emoluments.

	2020 \$	2019 \$
Key management personnel emoluments	19,733,029	18,844,509

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

11 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

11 Financial instruments (continued)**(b) Liquidity risk**

The Company's liquidity risk management process is integrated into the Consolidated Parent Company and Broker Dealer liquidity and funding process and liquidity monitoring framework. Citigroup policy requires Consolidated Parent Company and Broker Dealer (which the Company operating within) to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2020 and 31 December 2019, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

(c) Interest rate risk

The Company does not have any fixed deposits in 2020 which the exposure to interest rate risk to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents is insignificant. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2019.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2020		2019	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	-	-
- Decrease	-	-	(0.33)	(831,600)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

11 Financial instruments (continued)

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2020			2019		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	3,609	727,218	7,932,630	2,989	627,403	4,228,327
Accounts receivable and other assets	-	4,356,006	2,008,536	-	12,878,693	3,612,104
Accounts payable and accrued expenses	-	(5,970,427)	(9,507,160)	-	(4,605,786)	(2,020,756)
Overall net exposure	3,609	(887,203)	434,006	2,989	8,800,310	5,819,675

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2020		2019	
	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$
Australian dollars	5.13	185	-	-
	-	-	(4.35)	(130)
Japanese Yen	5.26	(46,627)	5.77	513,516
	-	-	-	-

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2019.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

11 Financial instruments (continued)

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2020 and 31 December 2019.

12 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2020, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2020 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2020

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and a new standard, HKFRS 17, *Insurance contracts*, which are not yet effective for the year ended 31 December 2020 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 9, HKAS 39, HKFRS 7, HKFRS 4 and HKFRS 16, <i>Interest Rate Benchmark Reform — Phase 2</i>	1 January 2021
Amendments to HKFRS 3, <i>Reference to the Conceptual Framework</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 16, <i>Property, Plant and Equipment: Proceeds before Intended Use</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 37, <i>Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract</i>	1 January 2022
Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle	1 January 2022
Amendments to HKAS 1, <i>Classification of Liabilities as Current or Non-current</i>	1 January 2023

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

- * 下線または傍線は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

< 訂正前 >

(前略)

(注 1) アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2020年10月末日現在、トラストは、21本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注 1) アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2021年7月末日現在、トラストは、23本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(後略)

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

販売会社(以下に定義する。)により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円未満)	2.75パーセント (税抜き2.50パーセント)
10万通貨単位以上50万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円以上5,000万円未満)	2.20パーセント (税抜き2.00パーセント)
50万通貨単位以上100万通貨単位未満 (円受益証券については5,000万円以上1億円未満)	1.65パーセント (税抜き1.50パーセント)
100万通貨単位以上300万通貨単位未満 (円受益証券については1億円以上3億円未満)	1.10パーセント (税抜き1.00パーセント)
300万通貨単位以上 (円受益証券については3億円以上)	0.55パーセント (税抜き0.50パーセント)

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

(注 1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

(注 2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注 3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

<訂正後>

申込手数料は2.75パーセント（税抜き2.50パーセント）を上限とする。

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（６）申込単位

<訂正前>

受益証券の申込みに係る最低当初申込金額は、豪ドル受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合は50万円以上1円単位および米ドル受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）。

受益証券の追加申込みに係る最低追加申込金額は、豪ドル受益証券の場合は100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合は100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合は1万円以上1円単位および米ドル受益証券の場合は100米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額）。

申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社に照会のこと。

<訂正後>

ファンドの申込単位については、関連する日本における販売会社に照会のこと。日本における販売会社の連絡先については下記に照会のこと。

（８）申込取扱場所

<訂正前>

株式会社S M B C 信託銀行（以下「販売会社」という。）

東京都港区西新橋1丁目3番1号

ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

（注１）販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

（注２）インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。

<訂正後>

販売会社については、以下の連絡先に照会することができる。

シティグループ証券株式会社

住所：東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

電話番号：03-6776-8800

URL：<https://www.citigroup.jp/jp/about/cgmj/index.html>

（１２）その他

<訂正前>

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2020年12月15日付の契約を締結している。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

（イ）当初申込期間（2021年1月4日から2021年1月27日まで）

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた、販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。受益証券の申込金額等は、豪ドル受益証券については豪ドル、ユーロ受益証券についてはユーロ、円受益証券については円、および米ドル受益証券については米ドルで支払うものとする。当初申込期間における申込みに関して、申込者は、2021年1月27日（水曜日）までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2021年1月29日（金曜日）に、サブ・ファンドの計算において、豪ドル受益証券については豪ドル、ユーロ受益証券についてはユーロ、円受益証券については円、および米ドル受益証券については米ドルで払い込まれる。なお、販売会社では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

（ロ）継続申込期間（2021年1月29日から2022年6月30日まで）

投資者は、適用ある取得日の3営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

（後略）

<訂正後>

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結している。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

（イ）当初申込期間（2021年1月4日から2021年1月27日まで）

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた、販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。受益証券の申込金額等は、豪ドル受益証券については豪ドル、ユーロ受益証券についてはユーロ、円受益証券については円、および米ドル受益証券については米ドルで支払うものとする。当初申込期間における申込みに関して、申込者は、2021年1月27日（水曜日）までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2021年1月29日（金曜日）に、サブ・ファンドの計算において、豪ドル受益証券については豪ドル、ユーロ受益証券についてはユーロ、円受益証券については円、および米ドル受益証券については米ドルで払い込まれる。なお、販売会社では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

（ロ）継続申込期間（2021年1月29日から2022年6月30日まで）

投資者は、適用ある取得日の3営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料（ただし、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。）を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行うことがある。

（後略）

第二部 ファンド情報

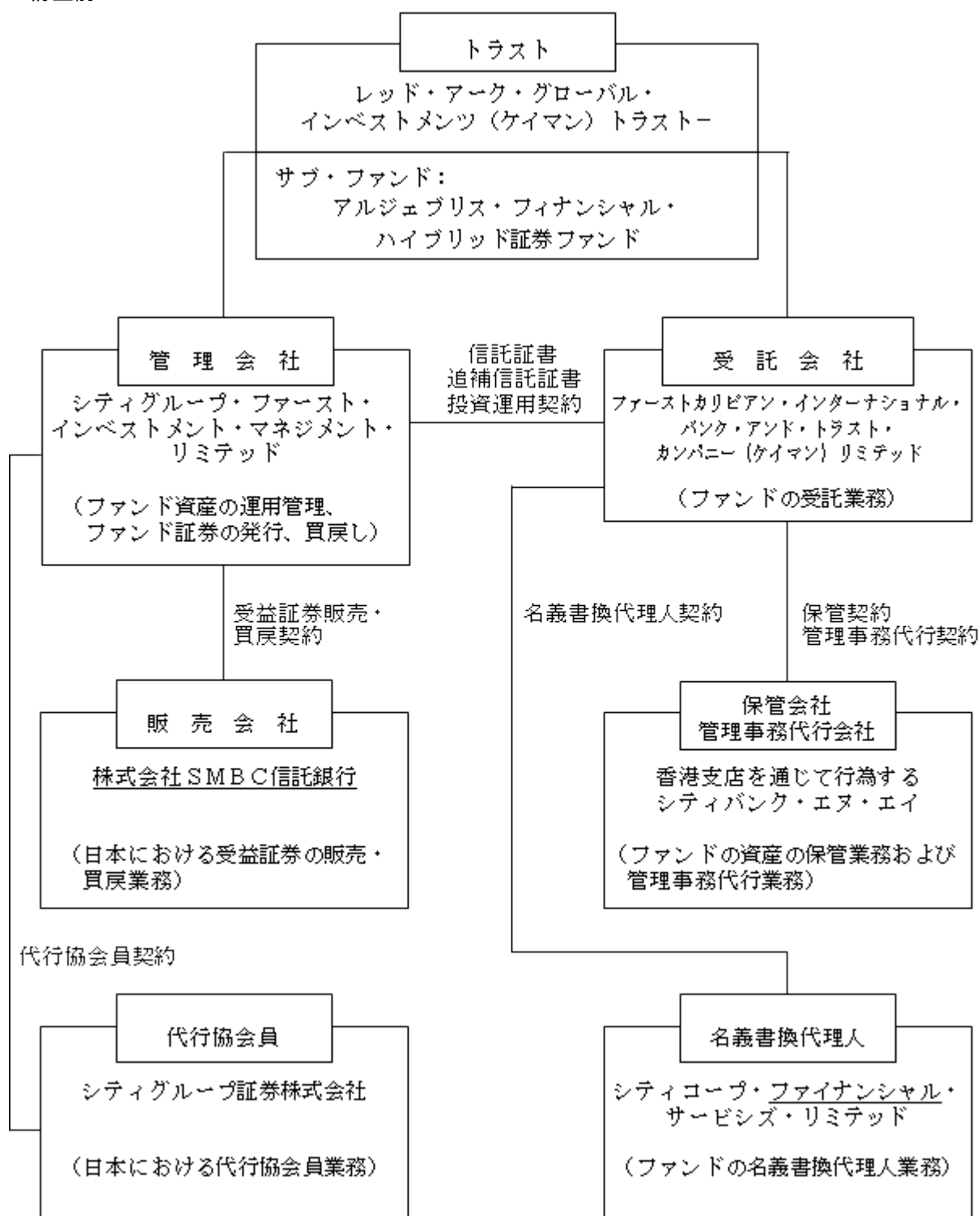
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

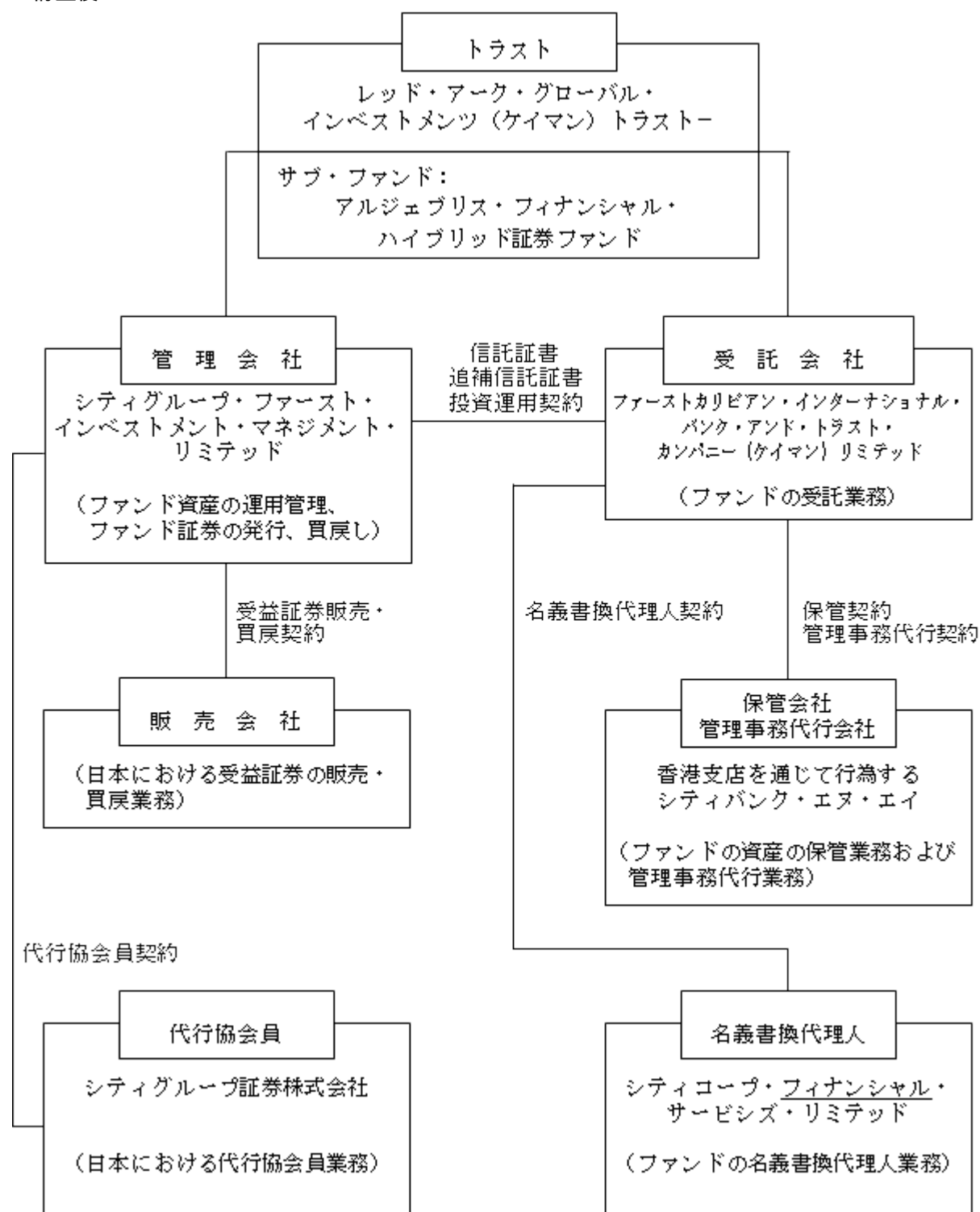
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
----	-----------------	--------

（中略）

シティコープ・ファイナンシャル・サービス・リミテッド (Citicorp Financial Services Limited)	名義書換代理人	2020年12月頃付で受託会社との間で名義書換代理人契約（注4）を締結。サブ・ファンドの名義書換代理人業務を委任されている。
---	---------	--

（中略）

株式会社S M B C 信託銀行	販売会社	2020年12月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
------------------	------	---

（後略）

<訂正後>

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
----	-----------------	--------

（中略）

シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド (Citicorp Financial Services Limited)	名義書換代理人	2020年12月頃付で受託会社との間で名義書換代理人契約（注4）を締結。サブ・ファンドの名義書換代理人業務を委任されている。
--	---------	--

（中略）

日本における販売会社	販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
------------	------	--

（後略）

管理会社の概要

（ ）株式資本の額

<訂正前>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在 2 億6,980万5,484香港ドル（約36億4,237万4,034円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.50円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

<訂正後>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2021年7月末日現在282,926,864香港ドル（約40億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.09円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

（ ）大株主の状況

<訂正前>

（2020年10月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

シティグループ・グローバル・マー ケッツ・ホンコン・ホールディング ス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャ ンピオン・タワー50/F (50/F,Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%
---	--	------	------

<訂正後>

(2021年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マー ケッツ・ホンコン・ホールディング ス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャ ンピオン・タワー50/F (50/F,Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて24年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

<訂正後>

(前略)

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年を越える投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円未満)	2.75パーセント (税抜き2.50パーセント)
10万通貨単位以上50万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円以上5,000万円未満)	2.20パーセント (税抜き2.00パーセント)
50万通貨単位以上100万通貨単位未満 (円受益証券については5,000万円以上1億円未満)	1.65パーセント (税抜き1.50パーセント)
100万通貨単位以上300万通貨単位未満 (円受益証券については1億円以上3億円未満)	1.10パーセント (税抜き1.00パーセント)
300万通貨単位以上 (円受益証券については3億円以上)	0.55パーセント (税抜き0.50パーセント)

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

<訂正後>

申込手数料は2.75パーセント（税抜き2.50パーセント）を上限とする。

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

5 運用状況

(2) 投資資産

<訂正前>

該当事項なし。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄

(2021年7月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	数量	簿価		時価		投資比率 (%)
					通貨	合計	通貨	合計	
1	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスⅠ米ドル投資証券	アイルランド	投資法人	333,421.93	米ドル	53,817,383.85	米ドル	54,764,551.67	68.96
2	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスⅠ円投資証券	アイルランド	投資法人	11,162,639.55	円	1,412,514,159	円	1,433,729,424	16.47
3	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスⅠ豪ドル投資証券	アイルランド	投資法人	77,537.87	豪ドル	7,843,402.07	豪ドル	8,016,640.38	7.47
4	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスⅠユーロ投資証券	アイルランド	投資法人	14,217.45	ユーロ	2,708,700.45	ユーロ	2,747,522.21	4.11

投資不動産物件該当事項なし（2021年7月末日現在）。その他投資資産の主要なもの該当事項なし（2021年7月末日現在）。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(2) 日本における販売

< 訂正前 >

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、当初申込期間中の申込みに関しては2021年1月27日までに、申込金額等を販売会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社である株式会社S M B C 信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

継続申込期間中の申込みについては、投資者は、適用ある取得日の3営業日後まで適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

受益証券の申込みに関する最低申込金額は、豪ドル受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合は50万円以上1円単位、米ドル受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額とする。

受益証券の追加申込みに係る最低追加申込金額は、豪ドル受益証券の場合には100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合には100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合には1万円以上1円単位および米ドル受益証券の場合には100米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額とする。申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後3時（日本時間）までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円未満)	2.75パーセント (税抜き2.50パーセント)
10万通貨単位以上50万通貨単位未満 (円受益証券については1,000万円以上5,000万円未満)	2.20パーセント (税抜き2.00パーセント)
50万通貨単位以上100万通貨単位未満 (円受益証券については5,000万円以上1億円未満)	1.65パーセント (税抜き1.50パーセント)
100万通貨単位以上300万通貨単位未満 (円受益証券については1億円以上3億円未満)	1.10パーセント (税抜き1.00パーセント)
300万通貨単位以上 (円受益証券については3億円以上)	0.55パーセント (税抜き0.50パーセント)

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

(注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

(注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

(後略)

<訂正後>

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、当初申込期間中の申込みに関しては2021年1月27日までに、申込金額等を販売会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社である株式会社S M B C信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行う。

継続申込期間中の申込みについては、投資者は、適用ある取得日の3営業日後まで適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料(ただし、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。)を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行うことがある。

ファンドの申込単位については、関連する日本における販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後3時(日本時間)までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

申込手数料は2.75パーセント(税抜き2.50パーセント)を上限とする。

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

(後略)

2 買戻し手続等

(2) 日本における買戻し

<訂正前>

(前略)

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則7営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)(「日本における受渡日」)に、販売会社を通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から9営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

<訂正後>

（前略）

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目（すなわち、買戻日に関連する申込日の原則7営業日目）の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（「日本における受渡日」）に、販売会社を通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から9営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。ただし、以上の取扱いに関しては、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。

第3 ファンドの経理状況

<訂正前>

サブ・ファンドの運用は、2021年1月29日から開始する予定であり、サブ・ファンドは現在何ら資産を保有していない。サブ・ファンドの会計監査は、外国監査法人等であるケーピーエムジー ケイマン諸島が行う。

1 財務諸表

（中略）

（3）投資有価証券明細表等
該当事項なし。

<訂正後>

サブ・ファンドの運用は、2021年1月29日から開始され、サブ・ファンドの第1期の監査済財務書類は、2021年12月31日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、外国監査法人等であるケーピーエムジー ケイマン諸島が行う。

1 財務諸表

（中略）

（3）投資有価証券明細表等
該当事項なし。

本書の日付現在、監査済財務書類は未だ作成されていないため、以下に半期の経理の概況を記載する。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（イ）受益証券の名義書換

<訂正前>

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港九龍觀塘 ホイ・バン・ロード83 ワン・ベイ・イースト シティータワー

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港九龍觀塘 ホイ・バン・ロード83 ワン・ベイ・イースト シティータワー

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（1）資本の額

<訂正前>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在 2 億6,980万5,484香港ドル（約36億4,237万4,034円）であった。

（後略）

<訂正後>

（前略）

また、管理会社の純資産の額は、2021年 7 月末日現在282,926,864香港ドル（約40億円）であった。

（後略）

別紙A 定義

<訂正前>

（前略）

名義書換代理人

シティコープ・ファイナンシャル・サービス・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

名義書換代理人

シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。

（後略）

別紙E サブ・ファンド・プライバシー通知

<訂正前>

（前略）

投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものかを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「**投資者データ**」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができる。投資者データには、貴殿および／または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。

（中略）

貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- (i) 申込書ならびに／またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- (ii) サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合（マネー・ロンダリング防止およびFATCA／CRSの要件の遵守等）、および／または
- (iii) 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先しないで、投資者データがダイレクト・マーケティングまたは他の同様の目的のために使用されない場合。

さらに、シティバンク・エヌ・エイ（以下「管理事務代行会社」という。）および／またはシティコープ・ファイナンシャル・サービス・リミテッド（以下「名義書換代理人」という。）は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社または名義書換代理人に

依拠することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができ、管理事務代行会社または名義書換代理人によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的（該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。）に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および／または当社の授權された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿の利益に関するその他の情報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社（ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。）にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

（中略）

当社が講じるデータ保護措置

当社または当社の適式に授權された関連会社および／もしくは委託先によるケイマン諸島外への投資者データの移転は、DPLの要件に従うものとする。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものかを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「投資者データ」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができることとする。投資者データには、貴殿および／または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。

（中略）

貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- (i) 申込書ならびに／またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- (ii) サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合（マネー・ロンダリング防止およびFATCA / CRSの要件の遵守等）、および／または

- (iii) 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先されない場合。ただし、投資者データはダイレクト・マーケティングならびに他の類似の目的で使用されないものとする。

さらに、シティバンク・エヌ・エイ（以下「管理事務代行会社」という。）および／またはシティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド（以下「名義書換代理人」という。）は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社または名義書換代理人に依頼することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができるが、管理事務代行会社または名義書換代理人によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的（該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。）に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および／または当社の授權された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿の持分に関するその他の情報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社（ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。）にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

（中略）

当社が講じるデータ保護措置

ケイマン諸島以外に所在する当社または当社の適式に授權された関連会社および／もしくは委託先による投資者データの移転は、DPLの要件に従うものとする。

（後略）

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7 ページから30ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2020年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2020年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAが発行したHKFRSおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士
香港、セントラル
チャターロード10
プリンスビル8階
2021年4月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 30, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2020, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (" HKFRSs ") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2021

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。